

目 次

はじめに	1
1 章 名古屋市の歴史的風致の背景	1-1
1 市の概要	1-1
2 名古屋市の歴史的資源	1-33
2 章 維持及び向上すべき歴史的風致	2-1-1
1 尾張氏ゆかりの地、志段味に見られる歴史的風致	2-1-3
2 熱田神宮周辺に見られる歴史的風致	2-2-1
3 近世名古屋城下町に見られる歴史的風致	2-3-1
4 近世街道沿いなどの城下町周辺地域に見られる歴史的風致	2-4-1
5 近代産業の発展に見られる歴史的風致	2-5-1
6 戦災復興以降に見られる歴史的風致	2-6-1
3 章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	3-1
1 歴史的風致の維持向上に関する課題	3-1
2 各種計画との関連性	3-4
3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	3-16
4 計画の推進体制	3-19
4 章 重点区域	4-1
1 重点区域設定の考え方	4-1
2 重点区域の位置及び区域	4-5
3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果	4-21
4 良好な景観の形成に関する施策との連携	4-22
5 章 文化財の保存及び活用に関する事項	5-1
1 名古屋市全体に関する事項	5-1
2 重点区域に関する事項	5-5
6 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項	6-1
1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方	6-1
2 歴史的風致を残す地域に関する事業	6-5
3 その他市内全域等で行う事業	6-27
7 章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	7-1
1 歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方	7-1
2 歴史的風致形成建造物の候補	7-1
8 章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	8-1
1 歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方	8-1
2 歴史的風致形成建造物の管理の指針	8-1
【巻末資料】	

名称：名古屋市歴史的風致維持向上計画（第２期）

主体：名古屋市

計画期間：令和６年度から令和１５年度まで

はじめに

１ 計画策定の背景と目的

名古屋は、古くは濃尾平野の農業生産を背景とした地方勢力の拠点、あるいは東西交通の要衝として、江戸時代は御三家筆頭である尾張徳川家の城下町として、また近代以降は我が国における経済産業の一大拠点として発展してきたまちである。

残念ながら、第二次世界大戦で都心部を焼失し、都心部の町並みや寺社等を失ったが、歴史的町並み、建造物やさまざまな歴史ある営みは多く残されている。また都心部では、戦後に復興土地区画整理事業により、今では名古屋のシンボルとなっている広幅員道路などが整備された。これらも戦後 70 年以上を経過した現在では、名古屋の新しい歴史として人々の生活に定着してきている。

本市では、平成 23 年に市内に残る歴史的資源を積極的に活用した戦略的なまちづくりの基本方針である「名古屋市歴史まちづくり戦略」を策定するとともに、平成 26 年には「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下、「歴史まちづくり法」という）に基づく「名古屋市歴史的風致維持向上計画」を策定し、本市に残る歴史的風致の維持、向上に取り組んできた。

主な取り組みとしては、名古屋城における本丸御殿の復元、四間道、有松地区等における町並み保存事業、熱田地域における尾張名所図会看板の設置、志段味地域における「体感！しだみ古墳群ミュージアム」の整備、栄地域の再整備、名古屋城のおもてなし機能の充実等を実施してきた。このような取り組みの結果、名古屋城の入場者数の増加、地域住民の歴史まちづくりの機運の高まりによる「まちづくり協議会」の発足や、有松地区の重要伝統的建造物群保存地区の選定および日本遺産としての認定などの成果を残している。

しかし一方で、いまだ認知度の低い歴史的建造物や歴史的な町並みもあるため、それらの価値を多くの方に知ってもらい、歴史まちづくりの機運をさらに高める必要があるとともに、歴史的風致を残す各地域においてもさまざまな課題を残している。

これらの課題を地域住民・行政をはじめとするさまざまな主体により解決し「語りたくなるまち名古屋」の実現をめざすために「名古屋市歴史的風致維持向上計画（第２期）」を策定することとした。

※「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第 1 条にて「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

2 計画策定の体制及び経緯

(1) 計画策定の体制

本計画は、本市の庁内組織である「名古屋市歴史的風致維持向上計画策定連絡会議」における課題整理、施策・事業案等の検討、及び歴史まちづくり法第 11 条に基づく「名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会」における計画案の検討、並びにパブリックコメントによる市民意見の募集等を経て策定された。

ア 名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会

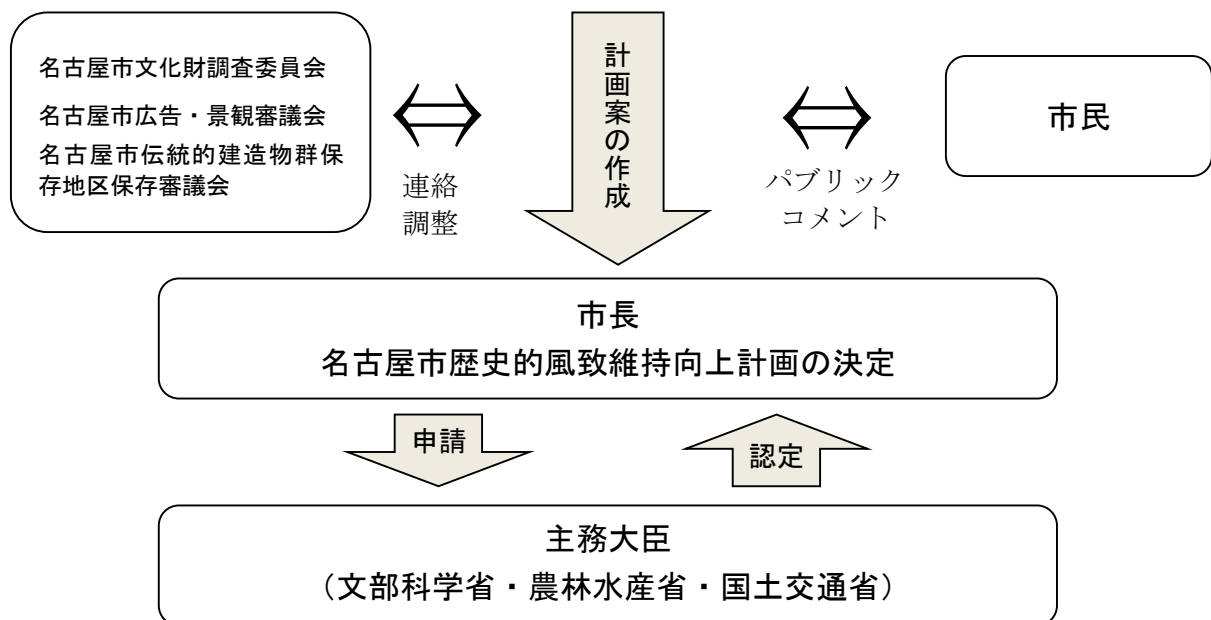
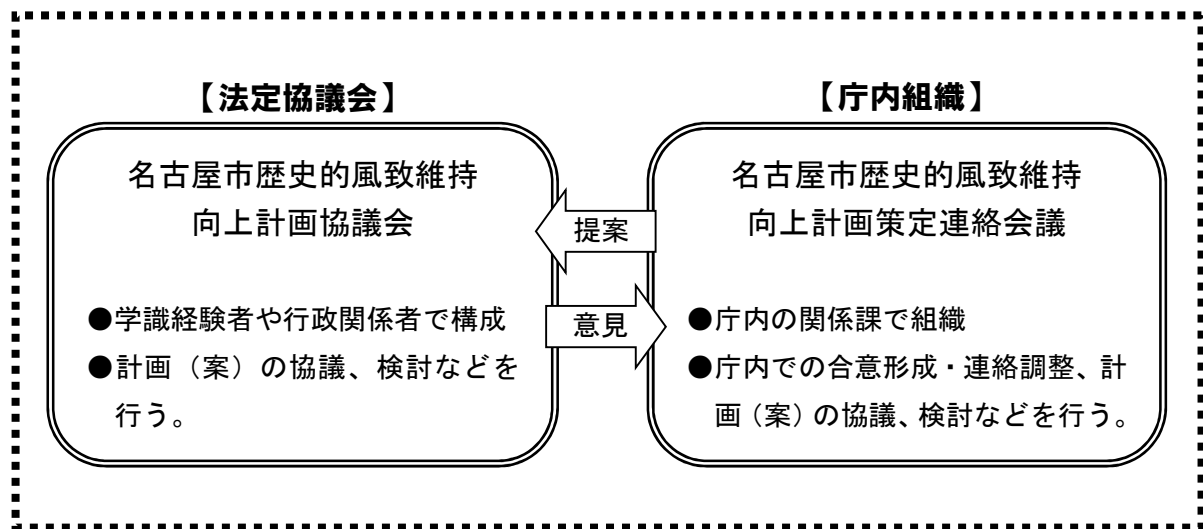
名古屋市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うため、歴史まちづくり法第 11 条に基づく「名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会」を平成 24 年 8 月 29 日に設置した。

	名前	所属
委員	松本 直司	名古屋工業大学名誉教授
委員	河田 克博	名古屋工業大学名誉教授
委員	愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室長	
委員	名古屋市教育委員会生涯学習部文化財保護室長	
委員	名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室長	

イ 名古屋市歴史的風致維持向上計画策定連絡会議

第 1 期計画の策定時の、平成 24 年 6 月 26 日に設置された「名古屋市歴史的風致維持向上計画策定連絡会議」にて第 2 期計画における課題の整理、施策・事業案等の検討を行った。

所属（局・区・室）	所属（課・室）	備考
総務局	総務課長	
経済局	労働企画室長	
観光文化交流局	観光推進課長	
	文化芸術推進課長	
	歴史まちづくり推進室長	事務局
	名古屋城総合事務所保存整備室長	
住宅都市局	企画経理課主幹（企画調整）	
緑政土木局	企画経理課主幹（企画）	
教育委員会事務局	文化財保護室長	



名古屋市歴史的風致維持向上計画（第2期）の策定体制

(2) 計画策定の経緯

本計画の策定経緯は以下のとおりである。

【第1期】

日付	事項
平成24年7月6日	第1回名古屋市歴史的風致維持向上計画策定連絡会議
平成24年7月31日	名古屋市文化財調査委員会
平成24年9月12日	第1回名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会
平成24年11月21日	第2回名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会
平成25年3月18日	名古屋市文化財調査委員会
平成25年3月19日	第3回名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会
平成25年3月28日	第2回名古屋市歴史的風致維持向上計画策定連絡会議
平成25年5月20日	名古屋市広告・景観審議会
平成25年9月26日 ～10月25日	パブリックコメント
平成25年11月20日	第4回名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会
平成26年1月20日	計画の認定申請
平成26年2月14日	計画の認定
令和2年9月17日	計画の軽微な変更届出
令和3年3月12日	計画の軽微な変更届出
令和5年1月25日	計画の変更認定申請（第1回）
令和5年3月30日	計画の変更認定（第1回）

【第2期】

日付	事項
令和4年5月16日	第1回名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会
令和4年11月8日	第2回名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会
令和5年5月11日	第3回名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会
令和5年10月24日	第1回名古屋市歴史的風致維持向上計画策定連絡会議
令和5年11月14日	名古屋市文化財調査委員会 特別調査部会
令和5年11月29日	第4回名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会
令和5年12月6日	名古屋市広告・景観審議会 歴史的建造物保存活用部会
令和5年12月26日 ～ 令和6年1月26日	パブリックコメント
令和6年2月8日	名古屋市広告・景観審議会
令和6年2月19日	名古屋市伝統的建造物群保存地区保存審議会
令和6年2月22日	認定申請